

改定後	改定前
<p><b>第1条（リボルビング払い専用カード）</b>  南都カードサービス株式会社（以下「当社」という）は、当社が発行するクレジットカードのうち、当社が指定するクレジットカード（以下「カード」という）の個人会員（以下「会員」という）が、本特約 <u>および</u> 南都VISAカード&amp;南都マスターカード会員規約（以下「会員規約」という）を承認のうえ、所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方に対し、リボルビング払い専用カード（以下「リボ専用カード」という）を追加して発行・貸与します。</p>	<p><b>第1条（リボルビング払い専用カード）</b>  南都カードサービス株式会社（以下「当社」という）は、当社が発行するクレジットカードのうち、当社が指定するクレジットカード（以下「カード」という）の個人会員（以下「会員」という）が、本特約 <u>及び</u> 南都VISAカード&amp;南都マスターカード会員規約（以下「会員規約」という）を承認のうえ、所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方に対し、リボルビング払い専用カード（以下「リボ専用カード」という）を追加して発行・貸与します。</p>
<p><b>第3条（利用代金の支払い）</b>  リボ専用カードの利用代金の支払区分は、毎月の締切日時点における当該カードショッピング代金が、本会員が会員規約第31条で指定する支払コースの弁済金（元金定額コースを指定したときは、支払コースを指定した際に指定した金額）の範囲内の場合には1回払い、当該弁済金（毎月支払額）を超えた場合はリボルビング払いとします。また、会員がリボ専用カード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分は、リボ専用カード利用の際に指定した支払区分となります。<u>ただし</u>、当社が指定する加盟店で利用した場合には1回払いとなることがあります。</p>	<p><b>第3条（利用代金の支払い）</b>  リボ専用カードの利用代金の支払区分は、毎月の締切日時点における当該カードショッピング代金が、本会員が会員規約第31条で指定する支払コースの弁済金（元金定額コースを指定したときは、支払コースを指定した際に指定した金額）の範囲内の場合には1回払い、当該弁済金（毎月支払額）を超えた場合はリボルビング払いとします。また、会員がリボ専用カード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分は、リボ専用カード利用の際に指定した支払区分となります。但し、当社が指定する加盟店で利用した場合には1回払いとなることがあります。</p>
<p><b>第4条（利用枠）</b>  リボ専用カードは、カード利用枠 <u>および</u> カードのリボルビング払いの利用枠の範囲内で利用できるものとし、なお、カードのリボルビング払いの利用枠を超えてリボ専用カードを利用した場合は、原則として超過した金額を1回払いの扱いとして支払うものとし、</p>	<p><b>第4条（利用枠）</b>  リボ専用カードは、カード利用枠 <u>及び</u> カードのリボルビング払いの利用枠の範囲内で利用できるものとし、なお、カードのリボルビング払いの利用枠を超えてリボ専用カードを利用した場合は、原則として超過した金額を1回払いの扱いとして支払うものとし、</p>
<p><b>第5条（手数料率 <u>および</u> 手数料の計算）</b>  リボ専用カードの利用については、その未決済残高に対し、会員規約の「第2部カードによる取引と利用代金の支払」に関する規定に定めた割合・方法で手数料を支払うものとし、</p>	<p><b>第5条（手数料率 <u>及び</u> 手数料の計算）</b>  リボ専用カードの利用については、その未決済残高に対し、会員規約の「第2部カードによる取引と利用代金の支払」に関する規定に定めた割合・方法で手数料を支払うものとし、</p>